

木津川市男女共同参画計画後期計画中間案第2回審議会においての改正点

第1章 計画の基本的な考え方

（1）計画策定の趣旨

平成 11 年（1999 年）に「男女共同参画社会基本法」が施行されて以降、男女平等の実現に向けた様々な取り組みが着実に進められてきました。また、平成 22 年（2010 年）12 月には「第 3 次男女共同参画基本法計画」が閣議決定しました。

そのような状況の中、国が示している男女共同参画社会の実現は、「21 世紀の我が国の社会を決定する最重要課題」と位置付けられており、特に「女性の躍進」を推し進める方針が示されています。

しかしながら、現在においても、政策・方針決定過程への女性の参画は十分とは言えず、家庭、地域、職場などに残る慣習も根深く残っています。また、男女間の暴力問題（DV）などの社会的問題も数多く発生し、男女を問わず国民すべての意識改革が重要な課題となります。

本市においても、「木津川市男女共同参画推進条例」の基本理念に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて、今まで実施してきた施策の成果や今後の社会情勢の変化等に柔軟に対応するため、中間年となる平成 26 年度に見直しを行いました。

（2）基本理念

この計画は、「男女がともに輝くまちづくりをめざして」男性と女性が等しくその人権を尊重し合い、性別にかかわりなく、家庭・職場・学校・地域など、社会のあらゆる分野に対等なパートナーとして参画し、その個性と能力を十分に發揮して、喜びも責任も分かちあえる男女共同参画のまちづくりをめざします。

（3）計画の性格と位置付け

本計画は、本市における男女共同参画を推進していくための総合的な計画として、本市が実施すべき施策の具体的な内容を明らかにしたものであり、男女共同参画社会基本法第 14 条に定められた「市町村男女共同参画計画」として策定するものです。

策定にあたっては、国の「第 3 次男女共同参画基本計画」及び「京都府男女共同参画計画・KYO のあけぼのプラン（3次）」、「第 1 次木津川市総合計画後期基本計画」を勘案し、「木津川市男女共同参画審議会」において審議を重ねるとともに、パブリックコメントを実施するなどして、広く市民の意見を聞き、その反映に努めました。

（4）計画の期間

この計画は、平成 22 年度から平成 31 年度までの 10 年間とし、中間年度にあたる平成 26 年度に見直しを行いました。今後も、今までの施策の成果や社会経済情勢の変化、新たな国の施策などに柔軟に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

重点目標1－2 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

【現状と課題】

男女共同参画社会を実現するためには、男女が共に自立して個性と能力を發揮し、社会形成に参画することが重要であり、その基礎となるのが教育・学習です。

男女とも一人ひとりが思いやりと自立の意識を育み、個人の尊厳と男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図ることが必要です。

現在、市では学校・幼稚園・保育園における人権教育等において、人権の尊重を柱とした学習の取り組みが進められ、男女の平等、相互協力・相互理解を深める教育・学習が進められています。また、固定的性別役割分担意識を解消し、人権尊重を基盤にした男女平等意識の形成が図れるよう、学校、家庭、地域、職場などの社会のあらゆる分野において、男女平等を推進する教育・学習が求められています。

施策のねらい

①教育・保育の現場における男女平等教育の推進

学校・幼稚園・保育園において、男女共同参画の視点に立った教育・保育を進めるとともに、男女平等意識を高め、男女が共に参画する社会の形成に向けて、一人ひとりの個性や能力を尊重し、自立の意識を育むための教育を推進します。

具体策

12 人権の尊重、男女平等、相互協力、相互理解についての教育・保育の推進

(所管課: 子育て支援課、学校教育課)

13 性別にかかわりなく、個性と能力が生かせる教育、生活指導、進路指導の推進

(所管課: 子育て支援課、学校教育課)

14 保護者及び教育関係者に対する男女共同参画意識醸成のための啓蒙・啓発

(所管課: 子育て支援課、学校教育課)

施策のねらい

②家庭における男女平等意識の醸成

家庭における男女共同参画に関する啓発や学習機会の提供に努めます。

具体策

15 家庭教育に関する学習機会の提供及び啓発

(所管課: 社会教育課)

施策のねらい

③生涯学習における男女平等教育の推進

公民館等で行われている生涯学習において、男女共同参画の意識を高める学習のプログラムの開発や講座の開設など、誰もが参加しやすい施設の環境づくりを進める。

具体策

16 男女平等に関する生涯学習情報の提供及び学習機会の充実 (所管課: 社会教育課)

17 女性のエンパワーメントのための学習機会の充実 (所管課: 社会教育課)

18 誰もが参加しやすい場所・日程等の工夫 (所管課: 関係各課)

基本目標3 男女共同参画による地域社会づくり

重点目標3-1 政策・方針決定過程への女性の参画の推進

【現状と課題】

男女ともにあらゆる分野に積極的に参画し、自分の能力に見合った適切な評価を受け、活躍できる社会が求められています。物事を決定する時においても、男女の様々な人が関わり意見を出し合う中で決まっていくことが男女共同参画の社会であります。

国では、平成22年（2010年）第3次男女共同参画基本計画において、早急に対応すべき課題として、「社会のあらゆる分野において、平成32年（2020年）までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう目標が定められております。

市役所においても、平成26年（2014年）4月現在、市職員（493名）に占める女性の割合は約46.7%となっており、女性管理職においては22名が登用され管理職全体の23.2%になっております。

また、関係各課における審議会などの委員では、女性委員の登用が積極的に行われてはおりますが、女性委員のいない委員会や、公募制度が導入できていない委員会もあるため、女性の政策・方針決定過程への参画については、改善すべき点がまだまだ見受けられます。

そのため、女性の政策・方針決定過程への参画を積極的に行い、女性と男性それぞれの意見が反映した地域社会づくりを進めていく必要があります。

市政への男女共同参画の状況（女性の比率）

	平成21年度	平成26年度	目標（平成31年度）
府内審議会及び委員会	29.3	32.9	35%
市議会議員	19.2	29.2	
市管理職員	16.0	23.2	30%

資料:木津川市(平成26年4月)

施策のねらい

①市政における政策・方針決定過程への女性の参画促進

女性の意見や価値観が十分に反映されるよう、審議会などの女性委員を、平成32年度（2020年度）までに少なくとも35%を下回らない委員構成をめざします。

具体策

- 51 各委員会・審議会における女性委員ゼロの解消 (所管課:関係各課)
- 52 各委員会・審議会における女性委員の登用率を平成32年度（2020年度）までに35%を目標とする計画的な推進 (所管課:関係各課)
- 53 各委員会・審議会における委員公募制の導入の促進 (所管課:関係各課)
- 54 男女共同参画人材リストの作成及び提供 (所管課:人権推進課)

重点目標4－3 高齢者・障害者が安心して暮らせる環境づくり

【現状と課題】

高齢化が急速に進展している中、今後介護を必要とする高齢者はさらに増えていくことが予測されます。平成12年（2000年）に介護保険制度が施行され、介護に対する女性の負担は減少したとはいえ、未だに多くの女性が担っているのが現状です。

高齢社会を豊かで活力ある社会とするためには、高齢者を他の世代とともに自立し誇りを持って社会を支える重要な一員として積極的にとらえる必要があります。

また、性別や年齢・障害の有無に関わらず、生涯にわたり住み慣れた地域で、健康で生きがいを持って暮らせるることは誰もが望むことです。高齢になっても障害があっても、それぞれの意欲と能力に応じて社会とのかかわりを持ち続け、他の世代とともに社会を支える一員として、充実した生活が実現できるような社会参画の機会の提供や、安全で自立した活動ができる環境整備に取り組む必要があります。

本市においても、地区によって状況は異なりますが高齢化率は増加傾向にあります。住民基本台帳によりますと、平成26年（2014年）3月末の65歳以上の人口は15,465人、高齢化率は21.4%となっています。

高齢化が進行する中、高齢者への各種福祉施策のほかに、高齢期において健康で生きがいを持って暮らしていくために、長年の知識・経験を活かした就労支援や、生涯学習の機会の充実などを図っていくことが重要です。

また、一般高齢者をはじめとして、一人暮らしの高齢者、要支援・要介護認定者の方を家庭で介護するのは主に女性です。

障害のある人への福祉施策としては、障害者団体への活動助成や、市内にある地域活動支援センターなどの支援などのほか、生きがいづくりの促進や家族介護者への支援を行っています。

施策のねらい

①高齢者・障害者福祉サービスの充実

高齢者・障害のある人への福祉サービスについては、保健、福祉、医療等関係機関と連携を図り、自立支援に向けての制度の充実を図ります。

具体策

- | | |
|----------------------|-------------|
| 80 介護サービス及び介護予防事業の充実 | (所管課:高齢介護課) |
| 81 障害者福祉サービスの充実 | (所管課:社会福祉課) |

施策のねらい

②高齢者・障害者に関する情報提供・相談体制の充実

地域包括支援センターなどの相談窓口の強化や情報提供の充実を図るとともに、権利侵害を受けやすい認知症の高齢者や障害のある人が自立して安心した地域生活が送れるよう、社会福祉協議会などが実施する地域福祉権利擁護事業の普及・活用などに努めます。

具体策

- 82 介護相談支援事業の推進 (所管課:高齢介護課)
 83 介護情報の収集・提供 (所管課:高齢介護課)
 84 障害者相談支援事業の推進 (所管課:社会福祉課)
 85 社会福祉協議会との連携による地域福祉権利擁護事業の周知・啓発 (所管課:社会福祉課)

施策のねらい

③介護における男女共同参画の促進

在宅介護サービスの有効かつ適切な利用を促すとともに、家庭介護に関する講座や啓発活動の充実に努めます。

具体策

- 86 家庭介護に関する講座等の開催 (所管課:人権推進課、高齢介護課)

施策のねらい

④高齢者・障害者の社会参画の支援

地域の中で、自らの経験や知識を生かして活動できる場の提供と体制を推進します。また、シルバー人材センター及び授産施設などとの連携により、高齢者及び障害のある人に適した就労の機会の提供及び就労の場の拡大に努めます。

また、学習機会の充実やスポーツ・交流活動・地域活動を支援します。

具体策

- 87 シルバー人材センター等の高齢者の就労支援及び就労機会の確保 (所管課:高齢介護課)
 88 授産施設への障害のある人の就労支援及び就労機会の確保 (所管課:社会福祉課)
 89 学習機会の充実・スポーツ・交流活動・地域活動の支援 (所管課:社会福祉課、高齢介護課、社会教育課)

施策のねらい

⑤高齢者・障害者の虐待防止対策の充実

高齢者・障害のある人の虐待の早期発見・対応や養護者支援の体制などを関係機関と連携して行うとともに、養護者・家族などをはじめ、地域住民の高齢者・障害のある人の虐待に対する認識を深めるための啓発に努めます。

具体策

- 90 高齢者・障害のある人の虐待防止体制の充実と虐待防止のための周知・啓発 (所管課:社会福祉課、高齢介護課)

基本目標5 國際化に対応した心豊かなまちづくり

重点目標5 國際化に対応した男女共同参画の推進

【現状と課題】

男女共同参画社会の実現は、国際社会におけるさまざまな取り組みと密接な関係を有しており、「男女共同参画社会基本法」では、男女共同参画社会の形成に関する基本理念の一つとして「国際的協調」が掲げられています。

グローバル化の進展に伴い、我が国で暮らす外国人が増加しています。また、国際結婚は1980年代半ば以降急増していますが、その8割が夫は日本人で妻は外国人という組み合わせであり、国際結婚の下で外国人の親を持つ子どもも増加しています。

本市においても、**多様な国籍の外国人がかわりを持っており、国による文化や価値観を否定せず、違いを認め合う感性が重要です。**

そのためには、国際交流・国際協力などを通じ、国際理解を深め、連携と強調の精神のもとで男女共同参画の取り組みを推進する必要があります。

国籍別外国人登録人口

国籍	男	女	全体	世帯主数	国籍	男	女	全体	世帯主数
オーストラリア	4	1	5	4	朝鮮	7	6	13	9
ベルギー	1	0	1	1	韓国	66	84	150	67
ブラジル	10	2	12	4	マレーシア	0	1	1	0
ブルガリア	2	1	3	1	メキシコ	3	0	3	3
ミャンマー	0	1	1	0	ネパール	3	1	4	3
バングラデシュ	2	0	2	2	ニュージーランド	1	0	1	1
カンボジア	0	26	26	26	パキスタン	1	0	1	1
カナダ	9	3	12	9	パラグアイ	0	1	1	0
スリランカ	3	1	4	2	フィリピン	0	19	19	3
中国	62	52	114	62	ルーマニア	0	1	1	1
台湾	1	5	6	2	ロシア	7	6	13	7
クロアチア	1	0	1	1	スイス	1	0	1	0
デンマーク	1	0	1	0	シンガポール	0	1	1	0
フランス	3	1	4	3	タイ	0	4	4	0
ガーナ	1	0	1	1	トルコ	2	2	4	1
インドネシア	2	1	3	1	英國	9	1	10	8
イラン	1	0	1	0	米国	21	12	33	17
イタリア	2	0	2	1	ベトナム	2	6	8	2
合計					228	239	467	243	

資料:木津川市国籍別外国人集計表(平成26年)

男女共同参画の推進に関する評価指標

項目	評価方法	市 計画策定時	市 現状値 平成26年度	市 目標値 平成31年度	府 目標値 平成27年度	国 目標値 平成32年度
市(府、国)の審議会等における女性委員の割合	府内 データ	29.3% H21.4 現在	32.9% H26.4 現在	35%	40%	30%
女性委員のいない審議会数	府内 データ	8 H21.4 現在	7 H26.4 現在	0		
市(府)の女性管理職の登用割合 (課長相当職以上)	府内 データ	16.0% H21.4 現在	23.2% H26.4 現在	30%	10%	
市(府)の男性職員の育児休業取得率	府内 データ	男性 0% H21.4 現在	男性 7.1% H26.4 現在	10%	10%	13%
男女共同参画人材リスト登録者数	府内 データ	59人 H21.4 現在	75人 H26.4 現在	150人		
育児期にある女性の労働力率	国勢 調査	30～34歳 56.6%(H17) ----- 35～39歳 54.2%(H17)		5%以上 増加		